

健康増進法の改正について（受動喫煙対策）

政府は、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催等を踏まえて受動喫煙防止対策の強化を図ることとし、「健康増進法の一部を改正する法律案」を第196回通常国会に提出し、平成30年7月12日に可決成立。
旅客船等の施設については令和2年4月1日から施行される。

○旅客船に関する規制の概要は以下のとおり。

- ・紙巻きたばこ等は原則船内禁煙。ただし、喫煙専用室内での喫煙のみ可。
- ・加熱式たばこ（受動喫煙による健康影響が明らかでないものとして厚生労働大臣が指定）は原則船内禁煙。ただし、喫煙室内での飲食等を伴う喫煙可。
- ・個人又は中小企業（資本金又は出資金の総額5千万円以下）かつ客席面積100㎡以下の既存の特定飲食提供施設は、標識の掲示により「経過措置」として喫煙可。
- ・屋形船等は、食品衛生法に基づく営業許可を有するものについては、特定飲食提供施設として陸上の飲食店と同様の取り扱いとなる。
- ・分煙施設の設置に対する補助制度については陸上施設と同様に対象となる。
- ・乗組員エリアにおける居住諸室については、個室で喫煙は認められるものの、食堂等の共用スペースについては、寄宿舍等の施設の取り扱いと同様に喫煙不可。

なお、東京都の受動喫煙防止条例は、健康増進法に規定されている既存の特定飲食提供施設への適用の経過措置がないこと以外は、健康増進法の受動喫煙防止対策とほぼ同様の規制となっている。

施設の類型等について

類 型	施設等例	適 用
第一種施設	学校	敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所の設置可 ※1) [2019年7月1日施行]
	病院	
	児童福祉施設	
	行政機関 等	
第二種施設等	旅客運送事業船舶	原則、屋内または内部禁煙 (喫煙専用室の設置可 ※2) (既存特定飲食提供施設では喫煙可 ※3) [2020年4月1日施行]
	旅客運送事業鉄道等車両	
	事務所、工場	
	飲食店 等	

(備考)

※1：特定屋外喫煙場所において喫煙が可能。当該喫煙場所については以下の措置をとることが必要。

- ①喫煙をすることができる場所が区画されていること
- ②喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること
- ③第一種施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること

※2：「喫煙専用室」に関する一定の技術的基準を充足すること、所要の標識を掲示すること等が必要。【P3参照】

※3：個人又は中小企業（資本金又は出資金の総額5千万円以下）であって客席面積100㎡以下の施設等においては経過措置として喫煙が可能。当該施設等の喫煙可能室に関する技術的基準等については、上記2の喫煙専用室に関するものと同様であり、当該可能室を設置した場合は主たる事務所の所在地の都道府県知事に届出を要する。

第二種施設等における喫煙専用室等の設置要件の概要について

(1) 喫煙専用室の技術的基準について（指定たばこ（加熱式たばこ）専用喫煙室、喫煙可能室についても同様）

①たばこの煙の流出を防止するための基準

- ア：出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が**0.2[m/s]以上**であること【測定方法は別添1参照】
- イ：たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等により区画されていること
- ウ：たばこの煙が屋外または外部の場所に排気されていること

②技術的基準に関する経過措置

第二種施設等（改正法施行（令和2年4月1日）の際現に存する建築物または旅客運送事業船舶等に所在するものに限る。）の屋内または内部に喫煙場所を定める場合であって、当該船舶等の管理権原者の責めに帰すことができない事由によって、上記①の技術的基準を満たすことが困難である場合については、次に掲げる要件を満たす「脱煙機能付き喫煙ブース」を設置し、当該喫煙ブースから排出された気体が室外に排気されるものであること

（脱煙機能付き喫煙ブースの要件）

- ア：当該ブースに流入する空気の気流が**0.2[m/s]以上**であること
- イ：総揮発性有機化合物の除去率が**95%以上**であること
- ウ：室外に排気される空気における浮遊粉塵の量が**0.015[mg/m³]以下**であること

【測定方法は別添2参照】

(2) 喫煙専用室の標識の掲示について（指定たばこ（加熱式たばこ）専用喫煙室、喫煙可能室についても同様） 【P4参照】

喫煙専用室の出入口及び当該第二種施設等の主たる出入口に次に掲げる事項を記した標識を掲示しなければならない。

①喫煙専用室の標識

- ・専ら喫煙をすることができる場所である旨（または指定たばこのみ喫煙することができる旨）
- ・当該場所への20歳未満の者の立入が禁止されている旨

②喫煙専用室設置施設の標識

- ・喫煙専用室が設置されている旨（または指定たばこ専用喫煙室が設置されている旨）

○標識の参考例について

参考1：厚労省HPより

①喫煙専用室



②喫煙専用室設置施設等標識



③指定たばこ専用喫煙室標識



④指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識



⑤禁煙標識



⑥喫煙目的室標識



⑦喫煙目的室設置施設標識



⑧喫煙可能室標識



⑨喫煙可能室設置施設標識



⑩特定屋外喫煙場所標識



改正健康増進法の体系

子どもや患者等に特に配慮

- ・学校、児童福祉施設
 - ・病院、診療所
 - ・行政機関の庁舎 等
- 第一種施設**

○ 敷地内禁煙

屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

2019年
7月1日
施行

上記以外の施設*

第二種施設

- ・事務所
- ・工場
- ・ホテル、旅館
- ・飲食店
- ・旅客運送事業船舶、鉄道

- ・国会、裁判所 等

*個人の自宅やホテル等の客室など、人の居住の用に供する場所は適用除外

○ 原則屋内禁煙（喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要）

経営判断により選択



or

○ 喫煙可能な場所である旨を掲示することにより、店内で喫煙可能

喫煙可能(※)



- ※ 全ての施設で、喫煙可能部分には、
- ① 喫煙可能な場所である旨の掲示を義務づけ
 - ② 客・従業員ともに20歳未満は立ち入れない

喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立入りは可能。

経営判断等

2020年
4月1日
施行

【経過措置】

既存の経営規模の
小さな飲食店

- ・個人又は中小企業が経営
- ・客席面積100㎡以下

喫煙目的施設

喫煙を主目的とする施設

- ・喫煙を主目的とするバー、スナック等
- ・店内で喫煙可能なたばこ販売店
- ・公衆喫煙所

○ 施設内で喫煙可能(※)

○ 喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮

(例) できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をするよう配慮。

子どもや患者等、特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所等では喫煙をしないよう配慮。

屋外や家庭など

2019年
1月24日
施行